

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第75回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年11月18日（水）13時59分～15時33分

於・総務省 第3特別会議室（中央合同庁舎第2号館 11階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
関口 博正、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上8名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁（接続委員会主査）

第4 出席した関係職員等

富永 昌彦（総合通信基盤局長）、秋本 芳徳（総合通信基盤局総務課長）、
竹村 晃一（事業政策課長）、堀内 隆広（事業政策課市場評価企画官）、
安東 高德（事業政策課調査官）、藤野 克（料金サービス課長）、
内藤 新一（料金サービス課企画官）、廣重 憲嗣（電気通信技術システム課
番号企画室長）、東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

1 答申事項

ア 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGNにおける優先パケ
ット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）につ
いて【諮問第3086号】

イ 電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備
の指定について【諮問第3087号】

ウ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認
可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可

(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可) について【諮問第3088号】

エ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第3089号】

2 諮問事項

ア 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3090号】

開 会

○辻部会長 ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第75回を開催いたします。

本部会には、委員8名全員が出席されておられますので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 答申事項

ア 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正(NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル)について【諮問第3086号】

○辻部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、答申事項4件及び諮問事項1件でございます。

まず、諮問第3086号「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正(NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル)」について、審議いたします。

本件は総務大臣から諮問を受け、本年7月27日開催の当部会において審議を行い、7月28日から8月31日までの間、意見募集を行い、その結果を公表するとともに、9月15日までの間、再意見募集を実施いたしました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査であります相田専門委員より委員会での検討結果について

ご報告をいただきます。

それでは、相田専門委員、よろしく願いいたします。

- 相田専門委員　それでは、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。

資料75-1をご覧ください。本件の概要につきましては26ページ目以降に具体的な記載がございますが、NTT東日本、西日本以外の電気通信事業者がNGNを利用した独自の品質保証型のOAB-J IP電話サービス等、多様なサービスを提供する環境を確保するため、NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をアンバンドルするものです。

本改正案につきましては、先ほど部会長からご紹介がございましたように、2回にわたりまして意見募集が行われました。寄せられた意見、再意見を踏まえまして11月8日に開催した接続委員会におきまして本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行いました。当委員会といたしましては、まず、この資料75-1の1ページにあります報告書中の1に示しましたとおり、本件、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められるとご報告させていただいております。

また、加えまして、報告書中の2に示しましたとおり、総務省に対して2点の項目について要望することといたしております。提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして3ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、改正概要とともに総務省よりご説明いただけるのとことですので、よろしく願いいたします。

- 辻部会長　それでは、お願いいたします。

- 藤野料金サービス課長　料金サービス課の藤野でございます。今、相田先生からお話がありましたとおり、資料75-1をご覧くださいと思います。

まず、改正概要から簡単に改めてご紹介させていただきます。資料75-1の30ページの図をご覧くださいと思います。今般の省令案は、接続料を設定する単位、これを「機能」と呼んでおりますが、その機能としてNGNの優先パケット識別機能、それから優先パケットルーティング伝送機能を設定するという内容でございます。この図の右側のほう、赤の白抜きで書いてありますが、これが「優先パケット識別機能」でございます。収容ルータの中の機能でございまして、パケットについて優先度をつけると

いうふうな機能を持っているわけでございます。

それから、左側、NGNと書いた枠の中に入っていますけれども、「優先パケットルーティング伝送機能」と書いてございます。これを新しく設定するというのですが、これは、現在は10Gbps、あるいは100Gbpsのポートによるゲートウェイルータ、それからSIPサーバとバンドルした形で現在はメニュー化されているわけですが、このバンドルから切り離して別に設定するというので、この機能を設けるということ、この省令案では定めてございます。

この意見募集の結果につきましては、今、相田先生からもございましたが、3ページからその意見の内容と、これに対する接続委員会の考え方について整理してございます。そちらをご覧いただきたいと思っております。意見は、整理させていただきますと全てで6種類ございました。

最初の意見、「意見1」と3ページに書いてございますが、アイ・ピー・エス様のご意見があり、それに対応するリプライの意見があったものでございます。こちらの概要は、今回、アンバンドルされる機能について、音声だけではなくてデータ系のサービスにも利用可能ということで賛成したいというご意見でございました。これに関しては、3ページの真ん中の欄でございまして、NTT東日本・西日本様からは、データでの利用についても丁寧に検討していきますという旨のリプライのコメントがございまして。

それから、3ページの下の方から次のページ以降にかけて続きますが、こちらはソフトバンク様からのご意見でございまして、4ページの真ん中よりちょっと上のほうをご覧いただきますと、NTT地域会社との協議の中では、これは音声のみということでアンバンドルされるというふうな受けとめをされたような旨のことが書いてございます。

これについての考え方でございます。

3ページに戻っていただきまして、「考え方1」と番号を振らせていただいているところでございます。2つの○に分けてございますが、最初の○でございまして。本省令の改正案で新設するこれら機能については、伝送の対象を音声に限定するものではありませんということを明記してございます。つまり、データ通信、データ伝送についてもこれで使っていただけるということでございます。

それから、2つ目の○でございまして、この改正を受けて変更される接続約款で設定される接続料について、伝送の対象を音声に限定する、あるいは、伝送容量を過度に制限したりするものであってはならないということを、念のため書いているわけござい

ます。

続きまして、意見の2に参りますが、6ページをご覧いただきたいと思います。こちらアイ・ピー・エス様、それからZIP Telecom様、あるいは楽天コミュニケーションズ様からご意見があったものでございますが、大きく2点ございます。概要のところをご覧いただきたいと思います。この機能のアンバンドルによって設定される接続料が、小規模事業者でも参入可能な水準になるように配慮されるべきである。あるいは、VNE事業者網を経由した接続で費用が発生するので接続料は低廉であるべきだと、そういうふうなご意見でございました。

これについての考え方、右のほうの「考え方2」でございます。最初の○ですが、言わずもがなのところがございまして、接続料の算定に当たっては、NTT地域会社の利用部門と接続事業者の同等性が確保される必要があるということに最初に触れてございます。2つ目の○でございますが、接続料が不当に高額なものにならないように審査がなされなければならないという旨を書いております。それから、○の3番目です。このご意見の中には誤解があったものがあるのではないかと思い、それについて書いてございます。まず、これらアンバンドルされる機能の利用に当たっては、必ずしもVNE事業者を経由して接続する必要はありませんということを念のために記してございます。そして、このゲートウェイルータで直接にIP網と接続するための請求を行うことは可能だということでございます。

それから、7ページの4つ目の○に参ります。小規模事業者でも使えるようにということについての答えでございます。現在のゲートウェイルータ、10Gbps、あるいは100Gbpsの単位のポートのみが用意されているということで、これを経由しないと現在のメニューでは接続できないとなってございますが、今般の省令改正を踏まえまして、NTT地域会社においては、接続事業者の要望も踏まえながら、より容量の小さいベースでの接続にも対応していくことができるよう検討されるべきであるということになってございます。

それから、3番目の意見、7ページの下から続いてございます。こちらは楽天コミュニケーションズ様、ソフトバンク様などからご意見のあったものでございます。要は、接続協議です。今般の機能のアンバンドルにつながった協議ですが、NGNにおける機能のアンバンドルに必要以上に長期間の協議がかかっているということです。それから、NGNがどのような仕様で、どのような機能を持ち合わせているかということの情報の

開示が不可欠であるという旨のご意見がございます。

これに関しましては、NTT東日本・西日本様からもご意見がございまして、長期にわたったということについてソフトバンク様からのご意見があるわけですが、これに関しましては、まず、8ページの真ん中より上でございますが、接続の協議は可能な限り長期化しないよう円滑に実施していくことが重要だと考えていますと。そしてお互いの情報開示、真摯な協議が必要であるということを示されています。

そして9ページにわたって、①、②、③と書いてございます。この接続協議の長期化、あるいは中断してしまったということには、NTT側ではなくて、その要望される事業者の方にもそういったことを生じさせた事由があるのではないかというふうな旨の反論がございます。

これに関しましては、あとは資料の23ページでございますが、接続協議の経緯に関しましては、パブリックコメントの外枠ではございますが、NTT地域会社からは、さらにまたコメントが寄せられたところです。これは「委員限り」として、ご覧いただければと思います。

これに関しまして、8ページに戻っていただきまして、考え方でございます。協議の長期化、それから関連の情報が開示されることに関連して考え方がまとめてございます。最初の○でございますが、NGNのオープン化を進めるためには、NTT地域会社における利用部門と接続事業者の同等性に留意しながら、必要な情報の開示が必要である旨を記していただいております。それから、2つ目の○でございますが、この情報開示を求める関係で、総務省では告示を定めてございます。その告示の規定にのっとっていろいろな情報の開示も必要でございますが、NTT地域会社においては、円滑な接続に必要な情報については、告示に規定されていないものであっても可能な限り開示に努めていくことが望ましいという旨を記してございます。それから、3番目の○でございます。総務省においても、この告示の規定内容について適宜見直しを行っていくことが必要であるということを示してございます。

続きまして、意見の4番目でございます。15ページをご覧いただきたいと思っております。意見4としてございます。楽天コミュニケーションズ様、あるいはソフトバンク様からのご意見でございます。NGNにおいてアンバンドルされていない機能がある。これについては直ちにアンバンドルすべきだという旨のご意見でございます。

これにつきましては、考え方の4をご覧いただきたいと思っております。15ページ右側で

ございます。NTT地域会社が利用する場合、それから接続事業者が利用する場合についての同等性が確保されていることが必要であると改めて注記してございます。その次の○でございます。そのため、先般の接続約款の変更に際しての審議会答申について言及してございます。そちらで、NTT地域会社において、NTT地域会社の利用部門が利用しているNGNの網機能であって、接続約款でメニュー化されていないものについて、本年11月末までに総務省に報告するとともに公表することを総務省から求めてほしいとの答申をいただいております。これにつきまして総務省からは、NTT東日本・西日本に要請を行ったところでございますので、今月末にこれが公表される見込みとなっております。これについて確認した上で、ここでの開示内容等から、総務省において具体的なアンバンドルのあり方について検証が行われることが必要であるということ、総務省に要望いただくという内容の考え方にしてございます。

続きまして、あと2つございます。18ページの意見5でございます。NTTコミュニケーションズ様ほかからのご意見でございまして、本省令の改正案に賛同する旨のご意見でございます。これにつきましては、この省令改正の意義についてまとめる形で「考え方5」をまとめてございます。本省令の改正案は、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者がNGNを活用して多様なサービスを提供する環境を確保しようとするものであるもので、関係事業者においては、その趣旨をくみ取りながら円滑な接続が行われるよう取組を進めることが必要であるという形でまとめてございます。

それから、最後、意見6で、正確には再意見のところでお出されたものでございます。21ページをご覧くださいと思います。NTT東日本・西日本様から、NGNのオープン化の取組については、他事業者の意見を伺いながら積極的に進めていく旨のご意見をいただいております。これまでも実質的なオープン化は進めてきた旨、それから情報開示も実施してきた旨、そして、接続事業者の要望の実現方法についても真摯に取り組んできた旨等について触れられてございます。

これについての考え方でございますが同じページ、右のほうをご覧くださいますと「考え方6」とございますが、NTT地域会社においては、このオープン化に向けた積極的な取組が期待されるというふうにとまとめてございます。

以上、6つに分けた意見について統括いたしまして、資料75-1の1ページ目をご覧くださいと思います。接続委員会からの報告書においては、記の「2」とございますけれども、2点の要望をいただく形になってございます。

まず最初に（１）で、「考え方２」を受けたものでございます。NGNのアンバンドルにあたっては、現行よりも、より容量の小さいベースでの接続にも対応できるようにして下さいという旨が書いてございます。それから、（２）で、これは「考え方４」を受けたものでございますが、２ページ目をご覧いただきたいと思います。総務省において、この具体的なアンバンドルのあり方について、NTT地域会社が、これから開示する内容を踏まえて検証を行われることというまとめ方をしております。

このNGNにつきましては、加入電話、それからブロードバンドの双方を包含する包括的な、今後の最も基幹的なネットワークの一つとしての役割になるものと承知してございます。平成20年に商用サービスが開始されたわけでございますが、その後から考えても、年数はそれなりに経っているわけですが、今日に至るまで、音声でNTTグループ以外で直接これに接続して利用することがなされてきてございません。しかし、これは接続の要望がなかったからということではなくて、要望があっても諸般の事情があって協議が長期に及んだということによって実現しなかったということでございます。これは、総務省といたしましても、対応が急務となっているはずのものであったと理解してございます。今回、本日、答申がいただけましたならば、こういった接続委員会で指摘されたような要望を踏まえまして、総務省としても、これを真摯に受けとめて対応してまいりたいと思っております。

NTT東日本・西日本様についても、このNGNのオープン化については真摯に取り組む旨のコメントをいただいております。そういうことでございましたならば、そういった事業間協議を尊重しながら、総務省においても、今般の省令改正をまず第一歩として、当事者間の意見を伺っていきながら、必要な制度の整備・運用、それから関係方面への働きかけを進めて、またその取組状況についてもこの審議会に報告をしてまいりながら対応をしていきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○辻部会長　ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

○山下委員　それでは、1つ、よろしいでしょうか。

○辻部会長　それでは、山下委員、お願いします。

○山下委員　はい。コメントということになります。今回のこの件に関するパブリック

コメントというのは、私は画期的なものであり、オーバーに言うと、後世語り継がれるものになるのではないかと考えております。

具体的には、接続交渉、本件に限らずですが、その内実が我々の目に見えるように示されている、それが公的な文書になっているということ、それから、最後には、NGNのオープン化について、NTT東西さんから宣言が一つ出されているということ、そういうことから私はそういうふうに判断しています。情報通信技術の進歩は日進月歩でございまして、事業者間で長期にわたる不毛な、と言うとあれですけれども、そういう交渉をすることなく、今回のような率直な意見交換によって、その技術進歩がもっと進むような方向になっていただきたいと思います。総務省におかれても、それに対する適切な対応というのでしょうか、それをしていただけるということがここに書き込まれているのはとても大事なことであると思います。我々が直面しているのは国際的な競争であるということを念頭に、このような1つのエンジンをさらにかけていただきたいと思います。ふうに思うところでございます。

以上です。

○辻部会長 はい、ありがとうございました。何か総務省からコメントはありますでしょうか。

○藤野料金サービス課長 今、いただいたコメントも踏まえながら、NGNというネットワークというのは、これからの情報通信の発展においては非常に重要なものだと受けとめておりますので、これができるだけオープンな形で利用者への利便性、便益が市場競争の中で還元されるような形で活用されるということが、総務省としても重要だと受けとめて、その推進を進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○辻部会長 ほかにはよろしいでしょうか。お願ひいたします。

○酒井部会長代理 ちょっと細かいことかもしれませんが、意見1のところ、今度の場合には「データ系のサービス提供のためにも利用可能とするとの改正主旨に賛同」とありまして、それに対してNTTが答えているところもありまして、考え方もございます。これ自体は賛成なのですけれども、データ系に使うということと、音声だけに使うということは結構大きな違いがあり、音声だけに使うのでしたら、必要な帯域はたかがしれているので優先とするのは何の問題もないと思うのですけれども、データ系に使うとなると、優先クラスというのは、みんなが優先クラスになったら何も優先ではないので、例えば、優先の割合が大きくなったら、もう危ないわけです。そういう意味で今後

どうするかということをご丁寧に検討していくということで結構だと思うのですが、気楽にデータと言ったときには、そこをちゃんと考えていかないと変なことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○相田専門委員　　ちよつとよろしいでしょうか。お手元の資料の30ページのところの「優先パケット識別機能」というところになりますけれども、その赤枠で囲った②のところでは、利用者が優先してくれと言ったら全て優先するかということではなく、これぐらいの帯域を使うからということをおあらかじめ申告しておいて、それに外れたようなものがあつたら、それは優先扱ひをしないということなのです。音声はずつと同じスピードでデータが流れているので、あらかじめ申告した帯域に合致しているかどうかという判定は容易なわけですが、データの場合には、ある程度、まとめ送りして少し途絶えてということになりますので、そのときに、それぞれ送ろうとしたパケットがこの利用帯域を守っているかどうかというのは、自明ではないのです。なので、この判定基準みたいなものとしてどういうことをするのかというあたりについて、よく詳細を詰めていかないと、実際にデータに適用するのは難しいかなというような気がいたします。

○辻部会長　　それを保証するようなキャパシティ、設備がついているかどうかということについて接続委員会で検討されるわけですか。

○相田専門委員　　いえ、多分これは、まずは事業者間で、こういうデータを送りたいので、ここで言う帯域を満たしているかどうかという判定基準としてはこういうものを使いましょうというようなものを調整いただいて、ということになるかと思ひます。

○辻部会長　　それと1点、パケット容量ですか、非常に大きくなると既存の設備で振り分けできるかというような危惧が中で指摘されていましたが、もちろんその可能性はあります。事業者間で送信できる、あるいは十分ではないという話が出て来る場合には、接続委員会で検討すると理解してよろしいでしょうか。

○相田専門委員　　多分、今回のこれを受けて最初に出てくる接続約款のところにはそれほどの程度盛り込まれるのか、それはもうちよつと先になるのか、ちよつとその辺りについてはまだ様子を見てみないとわからないところではないかと思ひます。

○藤野料金サービス課長　　接続約款では、どういう容量を念頭に、それでどういう値づけをするかという形でメニュー化されると思ひます。それは事業者間協議などもその前提としては、ある程度出てくるかと思ひますが、今後接続約款の認可のときには、この

審議会にお諮りしてご覧いただきたいと思っています。

○辻部会長 わかりました。そのほかご意見はございませんでしょうか。

それでは、いろいろご意見をいただきました。NGNは平成20年から始まりましたが、山下委員が言われましたように、こういう設備を持っているのは日本だけなのです。イギリスでもNGNと言っていますけれども、もう全然レベルが違います。ですから、それが通信、あるいはデータ交換の基本になっていないとやはりまずいので、このようなオープン化が一層進展し、日本の電気通信ないしIoTを進めるものになれば、今までのいきさつは別として、今後の将来にプラスになると思います。この後、接続約款の認可などがございますので、いろいろなお知恵を拝借したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、他にご意見等がございませんようでしたら、諮問第3086号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

相田専門委員はここでご退席されます。どうもありがとうございました。

イ 電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備の指定について【諮問第3087号】

○辻部会長 それでは、続きまして、諮問第3087号「電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備の指定」について、審議をいたします。

本件は総務大臣から諮問を受け、本年9月27日開催の当部会において審議を行い、9月28日から10月27日までの間、意見募集を実施いたしました。

それでは、総務省からご説明をお願いしたいと思います。

○竹村事業政策課長 事業政策課の竹村でございます。資料75-2をご覧ください。クリップを外していただいて、横紙の資料75-2-1に基づいて説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして諮問と意見募集の結果の概要についてでございます。まず、諮問の概要でございますが、電気通信事業法では、第一種、第二種指定設備設置者またはそのグループ会社が、グループ外の特定電気通信設備の設置者と合併などを行う

場合に、電気通信事業の登録の更新が必要とされているところでございます。この特定電気通信設備につきましては、総務省令におきまして、固定系では都道府県ごとの加入者回線のシェアが10%以上、移動系では業務区域の端末シェアが3%以上とされているところでございます。

本件は平成27年度末の数値を用いて行いました固定通信の加入者回線シェア及び移動通信の端末シェアの再計算の結果を踏まえまして、特定電気通信設備の指定告示の改正を行うものでございます。指定告示の改正案につきましては、9月28日から10月27日までの間、意見募集を実施したところでございますが、意見の提出は1件もなかったという結果でございました。

ご報告は以上でございます。

○辻部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。これも規則によって機械的にというか、データを計算したら出てくるものでありますので間違いはないと思います。

ほかにご意見等がございませんようでしたら、諮問第3087号につきましてはお手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　はい、ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することいたします。

ウ　電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3088号】

○辻部会長　続きまして、諮問第3088号「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可」について、審議をいたします。

本件は総務大臣から諮問を受け、本年9月27日開催の当部会において審議を行い、9月28日から10月27日までの間、意見募集を実施いたしました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○藤野料金サービス課長 料金サービス課の藤野でございます。お手元の資料75-3を閲覧いただきたいと思います。

まず、今般のこの認可の申請の概要について改めてご紹介させていただきます。5ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらは、一般社団法人電気通信事業者協会様からの申請で、平成29年のユニバーサルサービスの交付金、それから負担金の額等についての認可申請があったものでございます。

6ページ、こちらは交付金の額について書いてございます。7ページをご覧いただきますと、交付金の額が上のほうに書いてございます。NTT東日本については、「40.4億円-NTT東日本の算定自己負担額」、NTT西日本については、「28.9億円-NTT西日本の算定自己負担額」となっております。そして、交付方法について、銀行振込等の旨が7ページから8ページにかけて記載してございます。9ページをご覧いただきますのが負担金の関係でございます。こちらの額の考え方、それから、11ページは徴収方法ということでございます。

これの申請内容について意見募集をした結果でございますけれども、お三方からご意見がございました。こちらについて資料3ページから4ページにかけてまとめてございます。お三方のご意見、同じような内容でございまして、聴覚障害者の方々にも電話が利用できるような「電話リレーサービス」というものを日本財団がご提供されてございます。これについて、ユニバーサルサービスの一環としての位置づけができないかというご意見でございました。

電話リレーサービスとしてやっていますのは、テレビ電話、あるいは文字チャットを通じまして聴覚障害者等の方がオペレータにつながる。そうしてそのオペレータの方がさまざまのところに音声の電話でいろいろな問合せ、あるいは連絡等をしていただく。そして、そのオペレータの方が手話、あるいは文字によって、最初に通信をしていただいた方にテレビ電話や文字チャットを通じてご連絡をすると、そういったサービスでございます。

これにつきましては、電話リレーサービスの中に音声通話も使われているわけでございますので、そちらは今般の認可申請で問題となっているユニバーサルサービスの一環にもなるとは言えますけれども、この全体がユニバーサルサービスとなっているわけではございませんので、これに関して考え方をまとめてございます。

3ページの右側の欄でございます。我が国のユニバーサルサービス、交付金に関する

制度につきましては、加入電話、それから公衆電話のユニバーサルサービスを確保しようというものだという事を最初の○でご紹介してございます。そして次の2つ目の○では、現行制度ではこういった加入電話や公衆電話というのが、このユニバーサルサービスになってございますけれども、そういった電話について、この交付金による支援対象になっているということなので、その限りにおいて障害者の方々の通信においても支援は行われているところでございますけれども、最後の○で、電話リレーサービスのよ
うなデータ伝送等を活用するようなサービスにつきましては、IP化の今後の見通しなども含めて、総務省においてこの制度の枠組みと申しますか、支援対象については検討していくことが適当というふうなまとめ方をさせていただいております。

ご意見があったもの、それから、それに対する考え方については以上でございます。

○辻部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。それでは長田委員、お願いいたします。

○長田委員　考え方の最後のところに示されていますけれども、今後、支援対象は検討されていくと思っておりますけれども、今回ご意見を出されているような、障害をお持ちの方々のアクセスの問題というのは、これからの課題にはなっていくだろうと思っております。ICTの発展の中で何ができるのかというのは、これは別の場所にはなると思っておりますけれども、ぜひ、総務省でも積極的に検討をしていただきたいと思いますというふうに考えています。希望だけ申し上げました。

○辻部会長　何かございますか。

○藤野料金サービス課長　確かに、電話という非常に基本的なサービスのアクセスについては、障害の有無を問わず使っていただけるような環境が非常に望ましいと考えておりますので、そういった方向に向けていろいろな検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○関口委員　これはユニバーサルサービスの根幹にもかかわることなんですよね。日本の場合には、コストをできるだけ小さくするということから、伝統的な黒電話がつながるということをサービスの基本に置いたということで、それ以上広げるということをしなかったのです。ですから、諸外国においては教育システムにまでユニバ基金を充てて肥大化してしまうという事例もあり、そのような基金肥大化の恐れもあって日本のユニバーサルサービス基金については障害者対応のようなことまでは折り込んでいないというのが現実であります。ここは、ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会の

ときにも、どこまでこの基金の運用を広げるべきなのかということは議論になっており
ましたけれども、主眼としては、できる限り負担の規模を小さくしていくという方向で
動いたものですから、この障害者対応については別途検討するという事で落ち着いて
います。

○辻部会長　　どうぞ。

○三友委員　　いただいている意見の内容につきましては、以前、検討が行われた情報通
信審議会の2020-ICT基盤政策特別部会基本政策委員会の中でもこういったご意見がご
ざいまして、通信全体の中でやはりこういった問題は捉えていかなければいけないとい
うふうに思います。この内容に対する対応をユニバーサルサービスの中に含めるかどう
かについては、これはまた別途、議論が必要だと思いますが、通信全体の中でこうい
った対策をきちんと立てていくことは重要であろうと思います。

　　以上です。

○辻部会長　　何かありますか。

○藤野料金サービス課長　　関口先生からご指摘いただきましたように、支援をする場合
には、必ずその負担をされる方もいるというのは間違いないところでございまして、そ
ういった負担をなるべく少なくしていこうという中で、しかし実効的な意味でアクセス
の広がりというのをいかに担保していくかというのは、そこだけ確かに考えていかなけ
ればいけない課題かなと思いますので、これについて、いろいろな視点から検討してい
くような形でやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○辻部会長　　ありがとうございます。ユニバーサルサービス委員会は、ここのところ開
かれていないですね。最後に開かれたときは、2015年からユニバーサルアクセスと
いう移行期が始まるはずだったのですが、確かに今は移行期で、例のマイグレーション
の動き等があるので、全てを含めて考えることになれば、確かにもう少し将来が確定し
てからということになります。しかしユニバーサルサービスは忘れてはならないものと
思いますので、念頭に置いておいていただければありがたいと思います。

　　それでは、諮問第3088号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと
思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○辻部会長　　はい。それでは、案のとおり答申させていただきます。

エ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第3089号】

○辻部会長 続きまして、諮問第3089号「電気通信番号規則等の一部改正」について、審議いたします。

本件は総務大臣から諮問を受け、本年9月27日開催の当議会において審議を行い、9月28日から10月27日までの間、意見募集を実施しました。その後、それらの意見を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、電気通信番号委員会の主査であります酒井委員より、委員会での検討結果についてご報告をいただきます。

それでは、酒井委員、よろしくお願いたします。

○酒井部会長代理 それでは、電気通信番号規則等の一部改正について、電気通信番号委員会における調査審議の結果をご報告いたします。

資料は75-4になります。その75-4の7ページに概要が書いてございますけれども、データを中心とした携帯電話サービスに対する急速な需要拡大によりまして、携帯電話番号の枯渇の可能性がありまして、その対策。さらに、IoT時代におきましては需要がさらに増大すると見込まれますM2Mの特性に対応する番号制度、こういったM2Mの拡大を見越して新しい番号制度が必要であるということから、このたびM2M等の専用番号として020番号を創設するという形になったものです。

この改正案につきましては、先ほど辻部会長のお話のとおり9月28日から10月27日の間に意見募集を行いました。これを受けて、提出された意見に対する電気通信番号委員会としての考え方を整理し、報告書として取りまとめました。

番号委員会といたしましては、1ページの報告書にありますように、本件電気通信番号規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると報告いたします。

提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として2ページから5ページまでに取りまとめております。この具体的内容につきましては総務省から説明していただけるということですので、よろしくお願いたします。

○廣重番号企画室長 はい。それでは、番号企画室の廣重でございます。2ページ目をご覧くださいませでしょうか。意見募集に対しまして4件のご意見が寄せられております。

まず、意見1でありますけれども、九州電力株式会社様から提出されたものでございます。中身といたしましては、賛成のご意見ということで、速やかな省令の施行を要望するというところでございます。

続きまして意見2でございます。これはNTTドコモ様から提出されたものでございます。2ページ目の上のところから、全体につきまして方針に賛同いたしますということであります。

次に番号規則の改正案でございますけれども、020の対象とするサービスの範囲をかなり絞り込んでおります。したがって、利用者に対しては限定したサービスを利用していただくことが必要になりますが、そのためにも、NTTドコモといたしましては料金プランを用意する。料金プランに応じて020の割り当てを行うというものでございます。

それに対する考え方でございます。右側でございますが、料金プランが本規則にのっっているかどうかで判断をするということでございます。

続きまして、3ページ目に移ります。桁増しの話でございます。上のところでございますが、当初020番号を11桁で導入することとしておりますが、11桁とすることに賛同するというご意見でございます。なお、今後のさらなる番号空間の確保については関係者で再度議論をし、慎重な判断をすることが肝要というご意見でございます。

それに対する考え方でございますが、右側です。十分な番号空間の確保ということになりますと、「桁増し」が有効というふうに考えております。この桁増しにつきましては、今後のM2Mの番号需要の状況ということも踏まえまして検討することになるということでございます。

その下、告示の改正案についての意見、これは賛成というご意見なので省略をさせていただきます。

さらにその下、審査基準についてのご意見です。そもそも020番号は事業者から番号の需要の見込みというのをを出していただきまして、それに対応して必要な番号を指定するという流れで事業者に渡しております。その需要の見込みというものでございます。けれども、このM2Mにつきましては、番号をSIMに書き込みます。番号を書き込んだSIMを、例えば、海外にある工場に持っていきまして、その工場で通信モジュールに組み込む。さらに、その通信モジュールをスマートメータ、あるいはほかの製品に組み込みまして、その製品をまた日本に出荷をする。その出荷されたスマートメータなり

を設置するという一方で、番号を書き込んでから実際に回線が開通するまでかなりの時間を要する場合もございます。番号を使っているかどうかという観点からは、使っていないということなのではございますけれども、さはさりながら、事業者から見ると必要な番号ということですので、需要の見込みに、こういう「半黒SIM」と言われるものでも、これを需要の見込みというものに入れることが適当であるというご意見であります。

それに対しまして、020番号というのは非常に使いやすい番号ということですので、需要の見込みに含めても支障がないというふうにご回答してございます。

続きまして、意見の3と4でございます。意見3はNTT西日本様から、意見4はNTT東日本様からで、同じような意見をいただいております。中身につきましては指定要件についてであります。番号を指定する際の条件となります指定要件というのを課しております。この020番号につきましては、第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行わないということを指定要件としてございます。この指定要件を置きますと何が起こるかといいますと、020番号から音声通話をすると、NTT東西の網につながっている利用者は着信ができないということで、これは利用者利便が損なわれることになるのではないのでしょうかというご意見であります。したがって、指定要件に含めることは適当ではないのではないかと。あるいは、東日本様からは、改めて検討を行った上で判断することが適切ではないかというご意見でございます。

それについての考え方でございますが、4ページ目の右側上のところを見ていただけますでしょうか。そもそもこの指定要件、第一種指定電気通信設備と接続しないというのはユニバーサルサービスに係る負担金の対象とするか否かということでございます。現行のユニバーサルサービス制度では、制度的に接続は可能か否かということで負担対象となるかを判断しています。したがって、ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とするためには、積極的に第一種指定電気通信設備と接続しないということをして制度的に担保する必要があるということで、これを指定要件としたものです。ここで考え方を書いております。

また、利用者利便の観点からは、020番号はユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とすることにより、利用者がより利用しやすい環境を整備することにつながる。仮の話ではありますが、利用者がNTT東西と通話をしたいということになりますと、従来どおり070番号を使うことが可能となっておりますので、070番号を使っ

てくださいということになります。したがって、020番号の新設は番号の選択肢を増やすこととなりますので、利用者利便の向上にも資するというふうに考えております。

また、5ページ目の下のほうになりますけれども、右側です。指定要件の再検討ということでもありますけれども、当審議会といたしましては、本案はユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とするという点を反映した規定ぶりとなっており、現時点においては適切というふうに考えるということとしております。

また、ご指摘の点につきましては、今後、利用者の動向を踏まえまして、必要に応じてユニバーサルサービスの負担金の負担の要否を含めて検討を行っていくことが適切ということで、今後の検討はあり得るということで回答を書いております。

説明は以上になります。

○辻部会長 はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。

○山下委員 では、1つよろしいですか。

○辻部会長 はい、どうぞ。

○山下委員 意見2のところ、需要の見込みについて説明をいただいて考えたことなのですが、この11桁の番号というのはもう有限であることがあらかじめ自明なわけです。12桁にするといろいろ新しい設備投資が必要となると、いったんこの資源が有限であるとなると、「先取り」とか、「囲い込み」というんでしょうか、そういうことは十分生じると考えられるのではないかと思います。

そうすると、それを防止するといえますか、それによって番号が枯渇してしまうことを防いで、できるだけ効率的に11桁を使い切るには、需要の見込みをどのぐらい厳格に判断するかということが重要になってくるのかなと思ったのです。ただ、一方では、需要の見込みで番号を付与するのは大事だとも思うのです。もちろん、製造から設置までに時間がかかるということもありますが、例えば、家電量販店等で市販されているものにもあらかじめ番号が入る。でも、それが売れるかどうか、いつ売れるかわからないわけです。だから、何個製造するかまでも見込み、その中に入れる番号も見込みとなると、とても緩い需要の見込みを容認せざるを得ないのではないかと、そういうふうにも思います。

これは、これをお考えになる部署なり研究会があると思いますが、そこには私は直接

関わっておりませんので、その方々のご意見というか、どういうことになるのだろうと
いうことがあれば教えていただきたいと思います。

○酒井部会長代理　これは一応、電気通信番号委員会になるでしょうね、需要の見込み
は。ただ、正直言いまして、本当に最初から相当の需要が見込めたら最初から12桁に
したほうがいいのかもしれないのです。今、様子が見えないので11桁でスタートして
みて、この番号のなくなり方ですね、そうはいつでも、いくら家電量販店で売るにしま
も、一応つくって売り始めたものにしか入れないわけですから、勝手にあと1万番要り
ますとやるわけではなくて、1万個製造する予定だからと入れるわけです。だから、そ
うめちゃくちゃなことにはならないとは思うのですけれども、この様子を見て、需要の
伸びが大きいようでしたら、どこかで12桁、あるいは13桁にするのだろうと思いま
す。ただ、どちらにしても、そうすると設備改造コストが要りますので、まだはっきり
しないので様子見というのが今のところの解だろうと思っております。

番号企画室のほうで何かご意見はありますか。

○廣重番号企画室長　そのとおりでございます。需要の見込みをよく注視していくとい
うことで、我々としても、本当に需要があるかどうかはきちんと見るつもりでございま
すので、そこを野放図にすることは無いと思います。

○辻部会長　確かに将来のことですから予測が非常に難しいから、とりあえず今の11
桁でやってみようということだと思います。

○酒井部会長代理　そうですね。だから、I o Tの需要も一つあると思いますけれども、
それが携帯電話番号で行くのかIPアドレスで行くのか、まだこの辺もはっきりしてい
ないので、ちょっと様子見という意味でこれでスタートするのかなという感じだと思
いますけれども。

○辻部会長　それでは、ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○関口委員　ちょっと意見3のところ、やや慎重なお答えなのですが、M2M
の中で特定の相手方に限定するというのは、基本的には machine to machine で人を介
さない通信専用なのだけでも、非常のときにアクセスして連絡がとれるようなことも
多分想定されていると思うんです。そのような場合、070がまだ使えている状況で0
20を割り振っているのです、そのような可能性がある場合は070を使ってくださいと
いう考え方で本当は書いてもらったほうがよかったのではないかなと思うんです。そう
いうケースは非常にレアなケースだと思うのです。ここでは、例えば、困ったときには

カーナビで連絡つきますよというのを想定されているみたいなのだけれども、まあ、本当に滅多に使わない。だから、通話を使う場合は070でユニバ対象にしておいてもらって、そこは諦めて割り切るといふ事業者さんは020に移行していただくような形でよいのではないかと私は感じました。

○辻部会長 何かご意見はございますか。

○廣重番号企画室長 おっしゃるとおりでございまして、現状、事業者から020で音声通話を実際に使いたいかというところ、今のところはまだニーズは見えていない、むしろ070で音声通話をやりたいというところがございます。ただ、制度としては可能としてありますので、本当にこの実需と申しますか、それが出てくるかどうかというのは、また今後の状況を見ながらだと思います。

○辻部会長 それでは、ほかの特段のご意見がなければ、諮問第3089号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 それでは、案のとおり答申することといたします。

(2) 諮問事項

ア 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3090号】

○辻部会長 続きまして、諮問事項に移ります。諮問第3090号「第二種指定電気通信設備接続料規制の一部改正」について、総務省から説明をお願いいたします。

○内藤料金サービス課企画官 それでは、お手元の資料75-5に基づきまして説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきますと諮問書でございますが、今回の省令改正というのは、第二種指定電気通信設備との接続に係る、事業法に定める省令委任事項を定めるための第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正というものでございます。

この概要について、次の2ページ以降をご確認いただければと思います。まず、改正の背景でございます。移動通信事業者を対象とする第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続料につきましては、電気通信事業法の第34条第3項第2号におきまして、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えたものが上限とされておりまして、その具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則において規定さ

れております。この接続料を構成するのは原価と利潤でございますけれども、そのうちの利潤につきましては、接続機能の提供に用いられる資産の資本調達コストとして、当該資産の簿価、レートベースと申しておりますけれども、これに資本構成比と対応する利子率ないし利益率などを乗じて算定されることとなっております。

ここで自己資本に対応する自己資本利益率というものにつきましては、下に掲げている式で算定される期待自己資本利益率の3年平均により算定されることになっております。この式というものが、リスクの低い金融商品の平均金利と申しておりますけれども、これは10年物の国債の金利でございます。これに、 β というものに、マーケットリスクプレミアムと申し上げておりますけれども、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を差し引いたものを掛け合わせたものを足したものとなっております。

リスクの低い金融商品の平均金利とマーケットリスクプレミアムにつきましては一定の指標というものがございますので、一意に決まっております。 β については、算定方法についての考え方が省令で示されておまして、下の部分のパラグラフに移りましてけれども、「移動電気通信事業に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値」とされております。合理的な値ということになっておりますので、その具体的な算定方法については事業者におまかせしております。

その結果、現状、事業者におきましては、自分の、もしくは他の事業者、あるいは親会社の株価をもとにこの β を算定するなど、 β の算定方法が異なっております。この β の値というものが事業者によって用いられる算定方法によって大きく異なってしまうということが生じますと、接続料の利潤の格差につながりますし、事業者間で接続料を支払っているという性質に鑑みれば、利潤が大きく異なってしまうと公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがございます。

また、各事業者では現在、経営戦略に基づき事業の多角化が進んでおります。こうした中、移動電気通信事業に係るリスクなどを十分に適正に勘案することが難しくなっているところがございます。このため、今後の接続料の適正性を確保するべく β の値を十分に適正なものとするためには、 β の算定方法を統一かつ具体的に定める必要があるとしております。

この点、現状について、審議会への省令案の諮問に先立ちまして、ワーキングチームを開催して具体的に検討した際の資料に掲載されております。別添としているものの1

1 ページをお開きいただければと思います。こちら、各事業者における β の算定方法の現状がございます。今、大きく 3 グループございまして、それぞれの算定方法の現状が記載されております。

まず NTT ドコモにつきましては、専ら移動電気通信事業を営んでいるということで、自社の株価をもとに β を算定しております。次に KDDI につきましては、自らの事業構成におきまして光ファイバーとか ADSL も行っているため、固定通信事業の比率が高くなっており、自社の株価そのものでは移動通信事業のリスクのみを含んでいるとは言えないという状況がございますので、モバイル事業の比率が高い NTT ドコモの株価をもとに算出しております。

ただ、NTT ドコモと KDDI では負債の比率が異なっております。負債の比率というものが高ければ高いほど一般にリスクが高くなっていくという状況がありますので、この負債の比率の差異というものを反映する措置を行っております。それが③と④としておるアンレバーとリレバーというものです。アンレバーでドコモの財務リスクというものを一度除いた上で、④のリレバーで今度は KDDI の財務リスクというものを加えるという措置を行っているところでございます。

また、ソフトバンクにつきましては、ソフトバンクは固定通信事業と移動通信事業を 1 つの事業会社で行っておりますけれども、当該会社は非上場でございます、持株会社の 100% 子会社となっております。したがって、自社株価をもとに β を直接算定することができない状況となっております。このため、持株会社の株価というものをもとに β を算出しております。

次の下の表に移っていただくと、アンレバーとリレバーの方法についても、③と④のプロセスを書いておりましたけれども、KDDI とソフトバンクで実はそれぞれ異なっているという状況でございます。

さらに、 β 算出のため株価をどのぐらいの期間、計測するかということにつきましても、NTT ドコモは自社の株式が上場されて以降ということで 1998 年 10 月、KDDI も NTT ドコモの株価を用いているので 1998 年 10 月となっているということですけれども、ソフトバンクについては 2004 年 4 月となっております。これを、いつ計測するかによっては、そのときの景気の状態であったり、個別の企業の業績によりまして、結果として β の値というものが左右されるという状況がございます。

このように、各事業者によって β の算定方法も違うということもございまして、20

14年度までの直近の5カ年で、 β の値の格差が一番ある場合で1.62倍の格差がある状況になっており、これが利潤の差というものにつながって、結果的に接続料に差を生じる一因となっているというところでございます。

また、次の12ページのところにお進みいただくと、各事業者の事業構成を掲げております。NTTドコモは通信事業が81.5%となっております。NTTドコモはこの時点で一部、固定電気通信事業も営んでおりますけれども、このうちのほとんどが移動通信ということで、実質的にも、8割近くが移動通信事業となっているというところでございます。KDDIは、公開されている財務諸表上では、個人向け事業、法人向け事業等となっておりますが、この中に固定電気通信事業と移動電気通信事業がそれぞれ含まれているというところでございます。ソフトバンク持株につきましては、幾つか子会社有しており、国内電気通信事業というものが全体の3分の1を占めておりますけれども、アメリカの移動電気通信事業であるスプリントが4割を占めているということと、ヤフー事業や流通事業が、4分の1近くを占めているという状況でございます。また、さらに、他の事業にも投資していくことによって、この事業構成比はまた今後も変わっていくことが予測されているところでございます。

こういった形で一般に事業が多角化してきますと、今後、移動通信事業以外のもののリスクが含まれていくことが、今の算定方法では懸念されるという状況でございます。

また、先ほど申し上げたとおり、アンレバー、リレバーの方法や計測期間が異なってしまうことによって、これもまた β の格差につながるという状況であるために、算定方法を統一して公平に β の値というものの算定を各事業者間でそろえることが必要であると考えているところでございます。

続きまして、もとの資料に戻っていただいて、3ページでございます。以上のような背景を踏まえまして、今回、第二種指定電気通信設備接続料規則の改正を行うと考えており、その概要をここに書いてございます。具体的に改正するのは、 β について規定している第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項でございます。ここでは改正事項として2点ございます。

まず、1点目でございますけれども、移動電気通信事業に係るリスクを反映する方法として、当該事業の割合が最も高い事業者、現時点ではNTTドコモが該当します、この株価 β を指標として算定に用いることとするため、また、事業者の財務状況に係るリスクの算定方法を適正かつ統一的なものとするため、具体的算定方法を総務大臣が告示

により定めることとするというのが1点目でございます。

また、2点目といたしまして、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者においても、事業の多角化等によりまして、算定された β が本来あるべき移動電気通信事業に係るリスクを勘案した値よりも高くなる可能性があるという状況がございます。また、この他の事業者の算定においても、この事業者の値を用いて算定することによって、それが増幅される恐れもございます。

この点、移動電気通信事業というものをもともと考えてみますと、今、現時点でも携帯電話は国民に平均して1人1台以上普及しておりまして、実質的な生活必需品となっております。このために景気の動向に左右されにくい、景気が悪くなって収入が減ったからといって直ちに解約したりするという事は余りないということで、比較的安定性が高い需要となっております、リスクが低いと考えられます。

こうしたことからしますと、 β の値の1というものが主要企業の平均的リスクになりますけれども、このリスクを超えることは通常はないであろうと考えられることから、接続料算定におきましては、 β の値につきまして、平均企業のリスク並みとする1という上限値を設けることにしてございます。これを踏まえた実際の省令案が27ページでございます。

こちらは新旧対照表という形でつけてございます。下が現在の条文でございます。こちらのほうで、柱のほうの考え方、傍線を引いてある部分の次の部分ですけれども、「移動電気通信事業に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値」となっておりますけれども、これを上の「新」というところにある形の改正案のようにしたいと考えております。こちらでも、移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案するという点においては、変更はないということですが、その方法といたしまして、合理的な値としていたものを総務大臣が別に定めることとしております。また、先ほど申し上げたとおり、この総務大臣が定める方法によって計算した値が1を超える場合には、1と比べていずれか低い値とするということで上限を1に定めるということを行っております。

また、別に定める値というものにつきましては告示で定めることとしておりますが、告示の案につきましては次の28ページでございます。こちらでは、他の事業者に対する指標となるNTTドコモとそれ以外の事業者で異なる算定方法となっております。まず、NTTドコモにつきましては、先ほどの株価 β を算定するという式を書いてござい

ます。NTTドコモ以外の電気通信事業者につきましては、NTTドコモの株価 β をもとに一度、NTTドコモの財務リスクを除き、その上で自らの財務リスクを加えるという措置を式に表記してご置きます。このような形で総務大臣が定める告示では、具体的な事業者ごとの算定方法を定めることとしているものでございます。

先ほどの説明資料に戻っていただければと思います。右手の方に条文も置いていただければと思います。施行日及び経過措置につきましても今回定めております。省令案そのものは、お認めいただければ公布の日から施行することとしたいと考えております。ただ、実際にいつから適用するかという点について具体的に経過措置として置いておりますけれども、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成27年4月1日以降である接続料の算定から適用することとしております。

これの具体的な意味でございますけれども、第二種指定電気通信設備の接続料におきましては、原則は接続協定の1年前の実績に基づいて計算をすることになっております。ちなみに、第一種指定電気通信設備の接続料の場合には2年前ということなのですが、第二種の場合には1年前の実績ということになります。なおかつ、原則はそうなのですが、急激に変動するデータ通信接続につきましては、当該年度の実績に基づいて算定することになっております。具体的にどうなるかという点、その当該年度の実績というのは当該年度中には確定いたしませんので、実際には、データの場合は2年後、音声の場合は翌年度に事後的に精算を行う仕組みとなっております。このため、現在は、音声は平成27年度まで、データは平成26年度まで精算が済んでいるという状況でございます。この附則第2項の規定により、平成27年4月以降の算定期間から適用することになりまして、音声については平成28年度分、データにつきましては、引き続き急激な変動となった場合でございますけれども、これは平成27年度分の精算から適用されることになるということを意味しております。これが第1項と第2項の説明でございます。

附則の第3項におきましては見直し規定というものを置いております。説明資料3ページのⅢの(2)に主旨を書いてございます。今回の改正では、移動電気通信事業のリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者の株価 β を使用することとしておりますけれども、移動通信事業の特性によって事業環境は数年単位で変化することが見込まれます。また、当該事業者につきましても、事業構造の変化などの状況変化が生じる可能性もございます。このように、移動通信事業やそれぞれの移動通信事業者の状況の変化によりまして、今回、規定する方法が必ずしも合理的で

はなくなる可能性もございます。このため、総務大臣はこの省令の施行後3年をめぐりとして、この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてございます。

続きまして、4ページでございます。今回、諮問事項は第二種指定電気通信設備接続料規則でございますけれども、そのほかにも幾つかの省令や告示、ガイドラインの改正を行うことを予定しております、参考としてこちらに掲げさせていただいております。幾つか掲げておりますけれども、基本的には β の算定方法の変更に伴うもの、これは算定方法そのものを定める告示と様式を定める告示がございます。このほかにも β 以外につきましても、算定根拠を、より実際の接続料の検証を行えるように改正するものもあわせて行うことを予定しております。

事務局からの省令案及び資料の説明は以上でございます。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。数値が出てきて非常に複雑になっておりますけれども、いろいろご審議をお願いしたいと思います。それでは、ご意見、ご質問がございましたらどうぞお願いいたします。

○三友委員　　よろしいでしょうか。

○辻部会長　　はい、どうぞ。

○三友委員　　今回の諮問内容は、三社の体制になっている市場において、今後、競争を促進する上でMVNOの活用というのが期待されているわけでありまして、そういう意味で、いかに接続料を安くするかというところで機能するのだろうかというふうに思います。そういう意味で、非常に外的にも重要だと思いますし、また、内的にも β 値の算定を統一するということが、イコールフットィング的な意味合いがあると思いますので、そういう意味でも非常に重要だろうというふうに思います。

β 値の設定というのは非常に、政策側と事業者側とで思惑が違うところだとは思いますが、今回、 β の上限を設定するということが、いただいた案の中では β が1という数字が出ているのですけれども、この1という数字の妥当性というのはどういうふうに検証されたのでしょうか。

○内藤料金サービス課企画官　　この1というものは、主要企業と同じリスクということでございますけれども、先ほど、移動通信事業につきましては国民の必需品となっているところがございますので、まずは定性的に安定性が高いと認められるというこ

とでございますけれども、そのほか、国内のほかのインフラ産業というものを、このワーキングチームでは参考として挙げております。実際に、まず、電気通信事業ではNTT東西の β につきましては海外の企業も参照にいたしまして0.6となっております。また、電力につきましても、CAPM方式の算定を用いております、その際に β 値を用いておりますけれども、この際の託送、いわゆる、電力の配送電網にかかる β が0.4になっております。また、電力の小売につきましては、原発の係るリスクが、ある程度加味されるということで、3月11日の震災以降のものを採用しておりますが、それで比較的高めの β になっておりますが、その場合でも0.96となっております。このようなことから、このようなケースに比べても1を超えるということは通常ないであろうということが、ワーキングチームにおいては、議論の方向性としてまとまったところでございます。

○三友委員　今の数字からすると、何か非常にリスクな産業のようなイメージがあるのですが、総務大臣の指定する値か1かどちらかという表現なので、総務大臣が違う値を設定することが可能なのかもしれませんが、仮に1に設定すると、この上限に張りつく可能性があると思うのです。これは、事業者側からすると膨らませたい数字の一つだと思いますので。だから、その辺の加減というのでしょうか、何か上限を設定するとそこに張りついてしまうような、何となくそんな恐れも感じられるところではあるのですが、どうなのでしょう。

○内藤料金サービス課企画官　過去の実績の中ではこの実際の β を算定してみますと1に張りつくということはないのですが、2015年度の時点では1になるケースがあると事務局では試算しております。仮にこの状況が今後も続くような場合には、この算定方法自体について3年をめぐりに見直すこととしておりますので、その時点までの状況というものをみた上で、また算定方法を検討していくことが適当ではないかと考えております。

なお、2015年度について、一部事業者に1になるということの見込みはございますけれども、この接続料の自己資本利益率の算定におきましては、激変緩和のために3年平均をとることになっておりますので、一時的に1になったとしても、それがそのまま100%反映されるわけではなくて、3分の1の重みづけで効いてくるという状況になる見込みでございます。

○三友委員　では、ぜひ、効率的なインセンティブをそこに何か含められるようにして

いただければというふうには思います。

○辻部会長 13ページにあります各社の株価 β の推移というのは、これは実際、こういうふうに報告があったものを書かれたのか、何か推計されたものなのでしょうか。

○内藤料金サービス課企画官 こちらは、NTTドコモとKDDIは自らの、ソフトバンクについてはソフトバンクの持株会社の株価の β というものを1年単位で見た場合の数値でございます。今回、説明では具体的に触れていませんでしたけれども、実際にはこの1年単位の数値を用いるのではなくて、ドコモの株価 β を指標にして、3年間というところでとりますので、実際の株価 β 、ここに書いてある15年度、14年度、13年度の平均を単一にとったものではないのですが、それに近いものになるイメージでお考えいただければと思います。

○辻部会長 このシミュレーションというか、ご提案の方式で過去の β を当てはめてみたら実際にどういう形になるかということはシミュレーションをされたわけですか。

○内藤料金サービス課企画官 はい。こちらでは単年度のものでやっておりますけれども、例えば、2015年からさかのぼって見るとどうなるかというものを、例えば、NTTドコモについては21ページにあります。こちらのグラフは、2015年度末からさかのぼって株価を算定した場合に β の値がどのようになるかというものを示したものでございます。長くとればとるほど、一度下がるのですけれども、あるところから、このNTTドコモのケースは上昇するというところで、実際、現時点で用いている98年10月からという数値のあたりを見ると比較的高い値になっておりますけれども、これは、その当時、いわゆるITバブルの時期でございまして、NTTドコモの業績が非常に良かったということを反映しまして、当時の β 値が非常に高かったということを反映して高くなっているということでございます。

この後以降は比較的落ち着いてきてはいるのですけれども、近年は若干 β が上昇傾向にあるという状況でございます。

○藤野料金サービス課長 これも実際に計測した株価のものがこれだということで、新しいルールでのシミュレーションというのは、やってはいるのですけれども、これはちょっと非公開にさせていただいておりますが、アンレバー、リレバーをやった結果の試算は、一応やってはおります。 β は、基本的にやや下がる方向にはなっています。

○内藤料金サービス課企画官 その意味で申し上げますと、2014年度実績に照らして今回の方法を適用した場合につきましては、3事業者とも β は下がるということにな

ります。また、接続料における影響というのがなかなかはかりがたいところがございますけれども、原価+利潤が接続料として、そのうちの利潤の占める割合というものが、現時点では各事業者の10%から25%ございますが、それが今回の見直しにおきまして、10%弱から20%弱ということで、5%以上の圧縮が最大で見られるという状況となる見込みでございます。

○辻部会長 よろしいでしょうか。

○三友委員 この計算が統一されるというのはいいと思うのですが、この計算の式の中で、恣意的に膨らますことによって β を上げる余地がなければいいと思うんです。例えば、客観的に数値が全部与えられて、それで β が自動的に計算されて、それがもう誰が見てもわかるというのだったらいいのですが、何かを膨らますことによって β を上げ得るような要素がないかなということ、それだけちょっと心配なのです。

○辻部会長 その点はいかがですか。

○内藤料金サービス課企画官 その点はかなり詳細にワーキングチームでも議論していただきまして、今回の告示等にも反映してございます。実際にどのような株価の指標を用いるのか、これは月なのか、週なのか、日なのかといったものや、資本構成比は時価を使うのか、簿価を使うのかといったいろいろな要素がございましたけれども、それぞれについて、こういう形が合理的という形で考え方をいただきましたので、それを今回の告示案には反映しております。したがって、裁量の余地というものは、基本的にはないものと考えております。

○藤野料金サービス課長 現状はかなり事業者側の裁量が広がったので、そこはルールで狭くしたということです。

○辻部会長 いかがでしょうか。

○三友委員 はい。ぜひ、効果的に機能することを期待しております。

○辻部会長 1点、全てリスクを評価するときにNTTドコモをベンチマークにされています。ここの説明がなかったから余り問題にされないかもしれませんが、マーケットシェアは企業のリスクをあらわしますから、それを全部、マーケットシェアが一番高いNTTドコモでやっておられます。それによってバイアスは出てこないんですか。マーケットシェアというのは、そもそもこの計算の中にはもう入っていないわけですね。

○内藤料金サービス課企画官 シェアが高くても、基本的に競争がある産業でございますので、そこは β に対して反映されるということは、特に議論の中では出てまいりませ

んでした。

○辻部会長 ないということですね。どうぞ。

○関口委員 この検討会のメンバーの一人だったのですけれども、三友先生がご懸念のような幅は、本当に今まで、藤野課長がおっしゃるように、裁量の余地が相当ありました。そこを一つ一つ可能な範囲で十分詰めたとは思っています。ただ、解釈が非常に難しかったのは、専門でやっているところは、もはやなくて、ドコモですら事業の多角化を始めていて、ヤマダ電機のティッシュを売りますみたいなものまでやっているわけです。KDDIの場合は固定の国際部門が結構シェアが高いわけですし、ソフトバンクは、来年度はもう一つ、ARM社という部分が出てきますから、移动通信事業の部分のシェアはもっと小さくなるのです。レートベース方式でとっていますから、総資産ではなくて資産を移動体事業のサービスに使っているものに限定しなければいけないのだけれども、資金調達をどうしているかという資本構成側をいじることについては、定説は全然ないわけです。だから、どういう形で貸方側を調整するかについても判断の余地が非常に高かったわけです。それから、ファイナンスの世界では、株価との関連性で言うと、やはり連結財務諸表をベースにした時価ベースの数値をとるのが当たり前だというふうに思われているけれども、事業体によって連結財務諸表が出てきていないとか、移動体の部分が抜き出せないとか、いろいろ制約があって、ある意味では妥協の産物として、これで行こうというふうに仮決めをしたという狭め方をしているというところがありますので、これが理論的に正しいかどうかと言われると、ちょっと困るところはいっぱいあります。ただ、事業者の選択の幅を狭めるということについては、考えられる限りは作業を詰めてきたという自負はあるということでございます。

○辻部会長 では、そちらも同じ意見でございますか。狭められるだけ狭めたという自負をお持ちと。

○藤野料金サービス課長 そこはいろいろな要素をかなり決め打ちした形の告示案にしています。

○辻部会長 はい、わかりました。どうぞ。

○大谷委員 11月9日の報告書が非常に専門的な内容にもなっていて、全部を理解できているとはいえないのですが、ショッキングなのは、報告書の5ページの β の値が5カ年で最大1.62倍の開きがあるという状況にあったという点などです。接続料に与えている影響というのは、相当なものだっただろうと思っております。

今までの規則は、「合理的な値とする」という規則だったわけですが、これだけ幅の広い β 値だったということが、過去の事業者が選択された値が合理的な値というルールに当てはまっていたのかということを見ると、その評価がとても難しいと思っております。これからきちんとしますというのは非常にわかりやすいことではありますし、どこかでやらなければいけないと思うのですが、かなりこれだけの幅があったということ进行分析しつつルールを変えるといったとき、過去のものが合理的だった、事業者として精一杯に合理的な値を算出していただいたと評価するのか、それとも、やはり不合理だったと見るのか。合理的な値にもそれなりに幅があるというふうに見るべきか、考え方が整理しきれないところがありますので、報告書作成に関わった専門家の方からご意見をいただければありがたいと思います。

○関口委員　結果としての値の妥当性を見るのか、その結果が出るプロセスの妥当性を見るかで答えは違ってくると思います。少なくとも、各社の採用していた β の算出方法について、これは間違っているという根拠は見つかりませんでした。それなりに皆理屈をつけて説明力のあるものだったのです。

ですから、その説明力のある式を使って出た結果について、幅が大き過ぎることについて問題にしたかということ、今まではそれを問題にしてこなかったというか、するだけの攻める材料もなかったし、それから、今の第二種は届出制なものですから、総務省の権限は、残念ながらそんなに強くありません。そこは第一種と第二種の決定的な違いとしてあらわれています。ですから、導く式についての解釈をできるだけ幅を狭めていくという形で統一化を図り、しかも今回はキャップを設けましたから、幅を一定程度にとどめるということについても、キャップという形で抑えることにはなるということで、今後は、少なくとも、解釈についてもその幅を狭め、出てきた値についても1を超えないという幅を少し狭めたという2つの点での手当ては、少なくとも行ったというふうに理解しておりますし、過去の結果については、規制当局側としても手の出しようがなかった制度のもとで行われたことであるということは、ご理解いただければと思います。

○大谷委員　非常に明快なご説明をいただきました。ありがとうございます。

○辻部会長　過去の話で β ではないですが、接続料が各社で1.6倍ぐらいじゃなくて、何倍ぐらい違っていましたか、大きな格差があって、それを縮めてきたというのが接続委員会です。これも山下委員の言葉を借りれば、画期的な計算方法に、客観的なもので見てバラバラであったものを1つにまとめたというような形になるかと思いま

す。

もうよろしいでしょうか。それでは、本件につきましては、先ほど説明がありましたように当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されております。これらの報道発表及び意見招請等の取扱につきまして総務省よりご説明をお願いしたいと思います。

○内藤料金サービス課企画官　ご紹介いただきましたとおり、今回の改正等につきましては、諮問事項である第二種電気通信設備接続料規則のほかに諮問を要しない施行規則及びそのほか告示やガイドラインがございます。したがって、報道発表及び意見招請につきましては、総務省から一体として実施させていただければと存じます。その際、第二種電気通信設備接続料規則の改正とβの算定方法を定める告示の改正につきましては密接に関係しておりますので、この接続に関する議事手続規則を踏まえまして、二度、意見招請を実施させていただければと存じます。

○辻部会長　結構です。それでは、本件の報道発表及び意見招請につきましては、総務省からの先ほどの提案どおり、必要的諮問事項の部分も含め、総務省が実施することを当部会で決定したいと思います。当部会といたしましては、諮問された案に対して提出された意見を踏まえ、必要的諮問事項については接続委員会において検討していただいた上で答申をまとめることにしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○辻部会長　それでは、その旨、決定したいと存じます。意見の招請は12月19日（月）まで、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に係るものについては、その後2回の意見招請を総務省において実施していただければと思います。

○辻部会長　これで本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かご発言はございますでしょうか。

事務局からございますでしょうか。

○事務局（東情報流通行政局総務課課長補佐）　事務局からご連絡させていただきます。

次回の電気通信事業部会の日程ですが、来年の1月27日（金）午前の開催を予定しております。詳細につきましては別途また事務局からご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉　　会